

議案第128号

令和元年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算」の名称を「令和元年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算」に、年度表示については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとする。

令和元年度川崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,042千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ409,049千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出

予 算 補 正

歳 入

款	項
2 繰越金	
	1 繰越金
歳入	合計

補正前の額	補正額	計
千円 30	千円 51,042	千円 51,072
30	51,042	51,072
358,007	51,042	409,049

歳 出

款	項
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費
歳出	合計

補正前の額	補正額	計
千円 358,007	千円 51,042	千円 409,049
358,007	51,042	409,049
358,007	51,042	409,049